

「青森県がん対策推進条例」の概要

1 「青森県がん対策推進条例」の制定

- ・ 本県のがん対策の推進を目的とした条例として、平成28年に議員提案により「青森県がん対策推進条例」が制定
- ・ 本条例には、「公共的施設等における受動喫煙防止のための配慮」及び「事業所における受動喫煙防止のための配慮」が規定



2 「青森県がん対策推進条例」の改正

- ・ 健康増進法の改正に合わせて、平成31年3月に議員提案により改正が行われ、受動喫煙防止に関する規定についても、所要の改正がなされた。
- ・ 本条例には、法を上回る規制はないが、下記のとおり、「喫煙をする際の配慮」や「子どもなど未成年者への配慮」が盛り込まれている。

▽ 「青森県がん対策推進条例」における受動喫煙防止に係る関係規定

内 容	規 定
喫煙をする際の 配慮義務等 【第8条】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民は、喫煙をする際、受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に特に配慮しなければならない ・ 保護者は、その監督保護に係る20歳未満の者に対し、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するよう特に配慮しなければならない
多数の者が利用する 施設における受動喫煙防止のための配慮 【第9条】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多数の者が利用する施設の管理者は、当該施設を利用する者の受動喫煙を防止するため、当該施設の構造、利用者の状況等に応じて、禁煙、喫煙所の設置その他の受動喫煙防止対策を講ずるよう特に配慮しなければならない。 ・ 多数の者が利用する施設の管理者は、喫煙所を設置しようとするときは、受動喫煙を生じさせることがない場所に設置するよう特に配慮しなければならない
事業所における 受動喫煙防止のための配慮 【第10条】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は、室内又はこれに準ずる環境における労働者の受動喫煙を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じて、禁煙、喫煙所の設置その他の受動喫煙防止対策を講ずるよう特に配慮しなければならない